

社会福祉法人愛知三愛福祉会グループホームあいわ運営規程

2025 年 12 月 1 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛知三愛福祉会 グループホームあいわが、介護保険法による指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）を実施するに当たり、円滑に適正な運営を図るため必要とする事項を定め、要介護者で認知症の状態にある高齢者に対し、共同生活をとおして適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する省令、告示の趣旨に沿ったものとする。

2 入居者について、その自立を支援し、生活上の障害を最小限にして、その人らしい暮らしができるよう、心身の状況に応じて、入浴、食事、排泄などの介護、その他の生活全般にわたる必要な支援を行うものとする。

3 サービスの提供は、入居者・家族の同意を得たサービス計画に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 入居者の能力に応じて、自らの生活様式や生活習慣に沿って、自律的な日常生活を営むことができるよう、生活上の活動について必要な援助を行う。

(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者の心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行えるよう適切に支援する。

(3) 入居者のプライバシーを尊重し、確保されるよう努める。

(4) 入居者本人または、他の入居者などの生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者の身体拘束や行動を制限する行為は行わない。

4 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域の個人・団体によるボランティア活動と協働してサービスの充実に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グループホーム あいわ

(2) 所在地 愛知県日進市米野木町南山987番地58

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも認知症対応型共同生活介護の提供に当るものとする。

- (2) 介護職員 3名以上（常勤換算）

介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当る。

- (3) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護の介護計画作成に当り、自らも認知症対応型共同生活介護の提供に当るものとする。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

（サービスの内容）

第6条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入居者の心身の状況の的確な把握及び健康維持のための適切な措置
- (2) 栄養と入居者の嗜好を配慮した食事の提供
- (3) 保清と入居者の生活習慣を配慮した入浴
- (4) 入居者及びその家族からの相談への対応と必要な助言、その他の援助
- (5) その他、入居者の心身の状況に応じた日常生活の維持向上のために必要な援助

（利用料）

第7条 当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 介護に係る費用のうち、次の利用料は利用者が負担する。

- (1) 食事の原材料等の費用 1, 800円（1日あたり）
- (2) 住居費 1, 518円（1日あたり）
- (3) 光熱水費 589円（1日あたり）
- (4) 日用品費等 175円（1日あたり）
- (5) 入居者が個別に使用する介護用品などの費用 実費
- (6) 理美容代 実費
- (7) 前各号に掲げるものの他、グループホームが提供するサービスのうち日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担が適当と認められるもの 実費

3 前項の費用に係るサービスの提供にあつたては、利用者又はその家族に対して事前に当該サービス内容及び費用について文書をもって説明した上で、同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（緊急時等に於ける対応方法）

第8条 介護職員等は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医並びに協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し

なければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 介護職員等は、入居時に利用者に対して次ぎの点に留意するよう説明する。

- (1) 共同生活を行うに当りグループホームの規則を守る。
- (2) 共用の施設設備を他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 グループホームは、非常災害（火災・地震・水害等）に備えて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンラインによる開催も可とする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決)

第12条 グループホームは、提供するサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、速やかに改善に努める。

(市町村の調査への協力)

第13条 グループホームは、提供した介護サービスに関し、適正なサービス提供が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 グループホームは、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 全ての職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従事者でな

くなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない。

- 3 グループホームの会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日までの会計期間とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛知三愛福祉会と、グループホームの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2003年（平成15年）5月24日から施行する。

この規程は、2005年（平成17年）10月1日から施行する。

この規程は、2009年（平成21年）1月1日から施行する。

この規程は、2009年（平成21年）11月1日から施行する。

この規程は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

この規程は、2016年（平成28年）6月1日から施行する。

この規程は、2018年（平成30年）6月1日から施行する。

この規程は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。

この規程は、2020年（令和2年）6月1日から施行する。

この規程は、2022年（令和4年）6月1日から施行する。

この規程は、2023年（令和5年）8月1日から施行する。

この規程は、2025年（令和7年）12月1日から施行する。